

管財課から「業者登録」のお知らせ

- 1 建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請
平成20・21年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札などに参加しようとする事業者の方々の次のとおり受け付けします。
すでに登録済みの方も、平成20年3月31日で有効期限が切れますので、新たに手続きが必要です。
- 2 物品購入・役務提供の入札参加資格申請(補充登録)
平成20年度、市が発注する物品購入や役務提供の競争入札などに参加しようとする事業者の方々の次のとおり受け付けします。
すでに登録済みの方は、有効期限が平成21年3月31日までとなつていきますので、今回申請する必要はありません。
- 3 小規模契約希望者登録申請(補充登録)
平成20年度、市が発注する小規模契約(履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの)を希望する事業者の方々の次のとおり受け付けします。
すでに登録済みの方は、有効期限が平成21年3月31日までとなつていきますので、今回申請する必要はありません。

申込資格 1から3までの各申請要領に定める方。

受付期間 2月1日(金)～2月15日(金)※2月15日(金)午後5時必着です。

申込方法 郵送(宅配便含む)。配達記録郵便など到着日が確認できる方法に限るのみとします。持参による受付はしません。

※これら1から3までの各申請要領および申請書類にかかる様式は、いずれも1月4日(金)から市のホームページ(<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kanzai/posting/posting-men.usj>)からダウンロードできます。

また、市の設計図書閲覧室(市役所本庁舎北側駐輪場並び)および各総合支所にも用意しますので、ご自由にお持ちください。

各申請書類などの郵送先
〒986-8501
石巻市日和が丘一丁目1番1号 石巻市総務部管財課契約グループ

※各申請書類などが市に配達されたか確認する場合には、各申請書類などの送付を依頼した会社のホームページで検索するか、または送付を依頼した会社へお問い合わせください。

管財課 ☎23-6611
23-6612(直通)

宮城県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療保険料率が決まりました

平成20年4月から75歳以上の方および寝たきりの障害のある65歳以上の方を対象とした新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。11月に開催された宮城県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり後期高齢者医療保険料率が決定しましたのでお知らせします。

区分	計算方法
応能割(所得割)	(前年中の総所得金額など-33万円)×7.14%
応益割(均等割)	被保険者1人当たり 38,760円
賦課限度額	50万円

年額保険料は上の表で計算した「応能割(所得割)」と「応益割(均等割)」の合計額となり、2年単位で財政運営を行うため、2年間同じ保険料率になります。

なお、後期高齢者医療保険料は、原則として年金から天引きされます。

<モデル例>

75歳以上夫婦2人世帯

◎夫婦とも基礎年金の場合(収入額、夫79万円、妻79万円) ※単位:円

	応能割(所得割)	応益割(均等割)	軽減額	合計(年額)	
夫	0	38,760	27,132	11,600	7割軽減
妻	0	38,760	27,132	11,600	7割軽減

◎夫が厚生年金、妻が基礎年金の場合(収入額、夫170万円、妻79万円) ※単位:円

	応能割(所得割)	応益割(均等割)	軽減額	合計(年額)	
夫	12,138	38,760	19,380	31,500	5割軽減
妻	0	38,760	19,380	19,300	5割軽減

75歳以上単身世帯

◎収入額が厚生年金170万円 ※単位:円

	応能割(所得割)	応益割(均等割)	軽減額	合計(年額)	
	12,138	38,760	7,752	43,100	2割軽減

☎ 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 022-266-1021 FAX 022-266-1031
高年齢者医療制度対策室 ☎ 95-1111(内線649)

パブリック・コメント募集

本市では、廃棄物の循環型社会を推進するために、平成29年度までの一般廃棄物処理の基本方針を示す「石巻市一般廃棄物処理基本計画(案)」を作成しました。

この案について、市民・事業者の皆さんより広く意見をいただき、今後の審議に生かしたいと考えていますので、郵送・FAX・Eメールによる皆さんのご意見を募集します。(住所・氏名・電話番号・性別・年齢を必ず記載してください)

石巻市一般廃棄物処理基本計画(案)は、次のとおり公表しています。

廃棄物対策課(市役所第1分庁舎2階)
各総合支所 市民生活課
情報公開コーナー
市のホームページ
募集期間 1月7日(月)～1月31日(木)

意見の提出先
〒986-8501 生活環境部廃棄物対策課(住所記入不要)
FAX 22-6120
Eメール
iswaste@city.ishinomaki.lg.jp
☎ 廃棄物対策課(内線510)

税のお知らせ 償却資産の申告は、1月31日まで！

今年1月1日現在で、事業用の償却資産をお持ちの方は、1月31日(木)までに申告が必要です。

申告書は、12月中にお送りしていただきますが、届かなかつたり、昨年中に新たに事業を始めた方は、ご連絡ください。

◎申告期間および会場
左記日程表のとおりです。

申告期間の後半は、大変込み合いますので、早めの申告(1月25日ごろまで)にご協力ください。

問 資産税課(内線448・449)・各総合支所市民生活課



※最寄りの会場にて、申告してください。(どこの会場でも申告ができます。)
※日程については、土、日、祭日を除きますので、ご了承ください。
※例年、月末は大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

固定資産税の課税免除 および不均一課税

平成19年1月2日から平成20年1月1日までの間に、製造業などの用に供する設備を増設した場合、固定資産税が減額されます。

概要は、左記のとおりです。
問 資産税課(内線248・448)・各総合支所市民生活課

【出張による申告受付会場】

地区	ところ	と	き
渡波地区	渡波公民館(2階 談話室)	1月9日(水)・10日(木)	午前9時30分～午後4時30分
荻浜地区	折浜集会場	1月8日(火)	午前9時30分～10時30分
	桃浦漁村センター		午前11時～正午
	月浦漁村センター		午後1時～2時
	荻浜支所(2階会議室)	1月11日(金)	午後2時30分～午後4時30分
	狐崎漁村センター		午前10時30分～11時30分
	福貴浦かき処理場		午後1時～2時
蛇田地区	蛇田公民館	1月15日(火)	午前9時30分～午後4時30分
	稲井公民館	1月16日(水)	午前9時30分～11時30分
牡鹿地区	牡鹿公民館大谷川分館	1月7日(月)	午前10時～11時
	牡鹿公民館谷川分館		午前11時30分～午後0時30分
	小網倉老人憩いの家		午後2時～3時
	牡鹿総合支所大原出張所		午後3時30分～4時30分
	給分老人憩いの家	1月8日(火)	午前10時～11時30分
	牡鹿公民館小淵分館		午後1時30分～3時
	十八成老人憩いの家	1月10日(木)	午後3時30分～4時30分
	牡鹿公民館		午前9時～正午
	新山生活センター	1月11日(金)	午後1時30分～2時30分
	泊浜漁業協同組合		午後3時～4時
	寄磯センター	1月11日(金)	午前9時～正午
	前網漁民センター		午後1時30分～2時30分
	鮫浦生活センター		午後3時～4時
	網地島・田代島	網地浜生活センター	1月9日(水)
牡鹿公民館長渡分館		午前10時～正午	
	田代島開発総合センター		午後2時～3時

【本庁・各総合支所による申告受付会場】

地区	と	き
石巻市役所(本庁中庭第6会議室)	1月17日(木)～31日(木)	午前9時～午後4時30分
牡鹿総合支所 市民生活課	1月15日(火)～31日(木)	
河北総合支所 雄勝総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 北上総合支所	1月4日(金)～31日(木)	
各 市民生活課		

対象地域	要件	措置内容
過疎地域	○製造業、ソフトウェア業、旅館業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超	課税免除 (3年間)
農工地区	○製造業 ・工業生産設備等の取得価格3,000万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・増加雇用者15人以上 ・建物、機械装置等取得額3,000万円超	課税免除 (3年間)
原子力発電施設等立地地域	○製造業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・増加雇用者15人以上 ・建物、機械装置等取得額2,700万円超	不均一課税 (3年間)

住宅を新築・増築した方へ 「住宅用地の申告」は 1月31日まで

今年1月1日現在、居住用に使用されている土地(住宅用地)は固定資産税が軽減されます。

申告をしていただく方

昨年中に住宅を新築・増築された方、または取り壊された方。

申告内容

住所の所在地・地番、住宅の所有者の住所・氏名。

申告期限

1月31日(木)まで、印かんを持参の上、申告してください。申告用紙は資産税課または各総合支所・各支所窓口にあります。

問 資産税課(内線247・254)・各総合支所市民生活課・各支所

家を取り壊した方へ

お済ですか「家屋の滅失届」

昨年中に家屋の全部または一部を取り壊した方は「家屋の滅失届」を提出してください。届け出をしないと、そのまま課税される場合があります。印かんを持参の上、届け出してください。

届出用紙は資産税課または各総合支所・各支所窓口にあります。

問 資産税課(内線248・393)・各総合支所市民生活課・各支所